

入札説明書

令和6年8月8日付で公告した「(仮称) グループホームすずの家ざま新築工事」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に対する事項

- (1) 工事名
(仮称) グループホームすずの家ざま新築工事
- (2) 工事場所
座間市栗原1295-1
- (3) 工事概要
木造、地上2階建、
延床面積・459.44m²、敷地面積・457.20m²
- (4) 完成期限
契約の日から令和7年2月28日まで
- (5) 入札参加資格
- | | |
|------------|--|
| ア 登録工種 | 建築・設備 |
| イ 格付等級 | A |
| ウ 登録細目 | 建築一式工事 |
| エ 所在地区分 | 座間市に入札参加登録がされている登録業者 |
| オ 技術者の専任配置 | <ul style="list-style-type: none">・建築に係る監理技術者を施工現場に専任で配置すること。・当該技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、入札日において雇用期間が3ヵ月間経過した者でなければならない。 |
| カ 施工実績 | 過去5年間に、同規模以上の施工実績を有すること。 |
| キ その他 | 一般競争入札公告「入札参加資格・その他」欄の内容とすること。 |

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、入札日において、次に掲げる入札参加資格条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本工事に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本工事の開札日までの間において指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき、建築工事業に関し、特定建設業の許可を受けていること。該当する営業所が神奈川県内に所在する事。
- (6) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、同法第27条の29の規定による総合評定値の通知を受けていること。令和5・6年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (7) 令和5・6年度の入札参加資格審査において、建築一式工事に係る格付けがA等級であること。
- (8) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できるこ

- と。なお、主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- イ 監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
- ウ 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。
- (9) 上記(9)により本工事に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、契約日以降において、他工事での主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務を補佐する者（建設業法第26条第3項ただし書の政令で定める者）と重複しないこと。
- (10) 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者
- (ア) 暴力団（神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 役員等（法人である場合は役員または支店もしくは営業所の代表者その他これと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (オ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (キ) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 入札参加の手続

当該工事の入札に参加しようとする者は、事前に入札参加資格の確認申請手続きを行わなければならない。

- (1) 提出書類
- ①入札参加確認申請書1部
 - ②令和5・6年度座間市建設工事入札参加審査結果通知書の写し
 - ③配置予定技術者に関する調書
(「法令による免許等」を証明する書面の写しも添付)
 - ④契約書の写し又は施工証明書
 - ⑤会社概要書（パンフレットで可）

(2) 提出書類の作成方法

入札参加資格確認申請書等は、次に従い作成すること。

ア 施工実績

1(5)カの資格条件を満たす工事の施工実績を、施工実績調書に記載すること。
記載する件数は最低1件でよい。

イ 配置予定技術者

当該工事の入札参加資格確認申請書類の提出までに完成した1(5)カの資格条件と同程度以上の工事の元請けとしての施工経験を有し、建築に係る監理技術者資格証を有する者又は同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者を一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）に記載すること。

ウ 契約書の写し又は施工証明書

施工実績として記載した工事に係る契約書及び設計図書の写しを提出すること。契約書及び設計図書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者及び施工内容（入札参加条件に係る部分のみ）を確認できる部分のみでよいこととする。

また、上記の施工内容を確認する設計図書は、（財）日本建築情報総合センターへ提出する「CORINS登録データ」又は「竣工時工事カルテ」の受領書の写しに代えることができる。

(3) 提出方法・提出場所

前項(1)①～⑤を同封し、以下の宛先まで簡易書留で提出のこと
社会福祉法人三栄会 本部（特別養護老人ホームベルホーム内）
座間市栗原1261-1
電話 046-257-1121 (担当：坂間)

(4) 必要書類の入手方法

電子メールにて下記事項を記入の上、送信すること

電子メールアドレス：nyuusatsu@bellhome.or.jp

件名：（仮称）グループホームすずの家ざま新築工事 入札参加資格申請

メール本文に、申請者名、代表者名、担当者名（1名）、住所、代表者電話番号、担当者電話番号、メールアドレスを記入すること

(5) 提出期限

令和6年8月17日（土）到着分まで

(6) その他

- ア 入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された入札参加資格確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。
- ウ 提出された確認申請書等は、返却しない。
- エ 入札参加資格の確認には時間がかかる場合があり、時間に余裕をもって提出のこと

4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、令和6年8月18日（日）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を入札参加資格申請者に電子メール送信により行う。
- (2) 入札参加資格がないと認められたものは、その理由について、令和6年8月19日（月）正午までに書面（様式は自由）で、説明を求めることができる。
この場合、説明を求めたものに対し、令和6年8月26日（月）（予定）までに書面で回答する。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認通知書を受けた者及びその構成員が、次のいずれかに該当するときは、当該工事にかかる入札に参加することができない。

- (1) 入札参加条件に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札参加資格確認申請提出書類に虚偽の記載をしたとき。

6 現場説明書、設計図書の交付等

(1) 現場説明書の交付期間、場所及び方法

期 間 令和6年8月18日（日）

交付方法 入札参加各社に電子メールにて配布

(2) 設計図書に対する質問

- ア 設計図書に対する質問がある場合は、令和6年8月20日（火）9時から8月22日（木）15時の間に下記へ質問書を提出すること。（FAX不可）

- イ 質問に対する回答書は、令和6年8月26日（月）に全入札参加有資格者へ送付する。（電子メール）

提出先 株式会社アーキテクト・アソシエイツ・ヨコハマ 奥谷、内澤
okuya@aa-yokohama.co.jp

7 入札及び開札等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年8月29日（木）（午前10時）（予定）

現場説明時に確定

イ 場 所 特別養護老人ホーム ベルホーム（社会福祉法人三栄会）

座間市栗原1261-1

(2) 入札書の提出方法

- ア 入札参加者は、上記に示した日時及び場所において入札書を提出すること。
- イ 入札参加者は、入札金額の積算根拠が記載された当該工事に係る工事費内訳書を持参し、工事費内訳書を入札執行者に提示した上で、入札を行わなければならない。
- ウ 入札書は、設計図書配布時ものでなければ無効とする。

(3) 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札の立会い及び入札回数等

- ア 入札者又はその代理者は、開札に立ち会わなければならない。
- イ 入札の回数は1回とする。
ただし、最低制限価格を下回って入札を行った者は失格とする。

8 入札の無効

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 工事費内訳書を持参しないものが行った入札

9 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 その他

- (1) 配置技術者の届出
 - ア 落札者は、入札翌日に配置技術者（変更）届出書を作成し、事業主に提出すること。
 - イ 配置技術者の届出後当該工事が竣工するまでの間に配置技術者の変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 配置技術者の確認
 - 落札者決定後、配置技術者の専任配置を確認するための調査の結果により、当該落札者と契約を締結しないことがある。
- (3) 入札説明書及び設計図書を入手した者は、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。
- (4) いかなる場合においても一括下請負契約を禁止する。